

第五十五号議案

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
第一条の二第三号中「第六条の二の二第五項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。